

建設業の労務・安全衛生管理水準 の向上をめざして ー建設労務安全研究会の活動ー

建設労務安全研究会 事務局長 みやざわ まさひろ 宮澤 政裕

1. はじめに

昭和 21 年 10 月に発足した建設労務安全研究会（以下、「労研」という）は、今年で創立 74 周年を迎えます。この間一貫して建設業の労務・安全衛生管理水準の向上に取り組んできました。

労研は建設会社の労務安全部門の実務者が自主的に集まって構成された任意団体であり、主に本社の安全部門の責任者が会員会社の理事（代表者）となり、所属する会社の利害を離れ建設業全体の労務・安全衛生の水準向上のための活動を行っています。

また、歴史的に建設業団体や災害防止団体からの付託に応えてきた任意団体の専門的研究機関としての特徴を生かし、法令改正等に関し現場の実態に即した研究や提言を行う役割も有しています。

本稿では、労研の現在の活動状況について紹介します。

ら発表された「労働基準法構想」について研究を行う任意団体「労政懇談会」（16 社）として発足し、翌年 10 月には 27 社による「土木建築労務研究会」が設立されました。その後、請負（特に下請）制度の規制に関する調査研究や事業場安全管理規則のモデルの開発を行うなど、戦後間もない時期から建設業における労務安全問題の調査研究について先導的な役割を果たしてきました。

労研は当初、昭和 23 年に発足した全国建設業協会（全建）の調査研究部門として活動しており、昭和 24 年 4 月には「建設工業労務研究会」に名称を変更しました。昭和 43 年に日本建設業連合会（日建連）が発足したことに伴い、日建連、全建双方の付託に応えられるよう、専門的研究機関としての機構を改め、建設業界の労務安全問題を専門に取り扱う機関となりました。

さらに平成 8 年 5 月、安全衛生が重要な課題となっていることに鑑み、名称を「建設労務安全研究会」と改称し、現在はゼネコンの労務・安全衛生担当者の研究会として各団体と連携しながら独立した機関として活動しています。

2. 略 歴

労研は、昭和 21 年 10 月に建設業界の労務担当者有志が会合を持ち、同年 7 月に当時の厚生省か

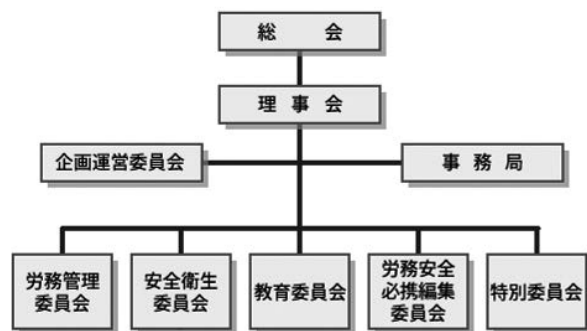
3. 組 織

労研には事業活動の企画運営を検討する「企画運営委員会」が設けられ、研究活動は「労務管

理」，「安全衛生」，「教育」，「労務安全必携編集」の4委員会が行っています。また，特定の研究活動のための「特別委員会」が随時設けられています（図－1）。

会員は，総合建設会社が37社，専門工事業団体が2団体，常務理事として（一社）全国建設協会，（一社）日本建設業連合会，建設業労働災害防止協会の計42の企業・団体で構成しています。

現在，幹部として理事長は本多敦郎（鹿島建設（株）安全環境部長），副理事長は細谷浩昭（鉄建建設（株）安全品質環境部長）および久保久典（（株）浅沼組 安全品質環境本部安全部長）が就任しています。



図－1 組織図

4. 委員会活動

(1) 企画運営委員会

企画運営委員会は，労研の全体的な運営および研究活動の相互調整を目的とした，事業活動の中心的な役割を担う委員会であり，年間スケジュールの立案，総会および理事会提出議案の立案，講演・意見交換会，全国労研交流会議，優良現場見学会などを実施しています。ここでは，講演・意見交換会と全国労研交流会議について紹介します。

① 講演・意見交換会の実施

理事会開催時に年に4回程度，関係官庁や諸団体から講師を招き，その時々に応じた建設業における労務・安全衛生に関する諸課題をテーマとして講演・意見交換会を開催し，最新の情報を把握するとともに関係官庁，諸団体と会員との情報交換を図っています。昨年度の実施状況は表－1のとおりです。

表－1 令和元年度 講演・意見交換会実施状況

テーマ	講師
令和元年7月度理事会（7月16日）	
令和元年度建設安全行政重点施策について	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 大村技術審査官
令和元年9月度理事会（9月17日）	
建設業退職金共済制度の電子申請方式による掛金納付について	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 稗田建退共本部長
令和2年1月度理事会（1月10日）	
溶接ヒュームに係る健康障害防止措置	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 環境改善室 安井室長
外国人労働者に対する安全衛生教育	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 大村技術審査官
建設分野における外国人材の受入れ	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室 丹羽課長補佐
令和2年3月度理事会（3月16日）	
複数就業者に係る労災保険給付等について	厚生労働省 松本大臣官房審議官
石綿飛散防止対策の見直し及び関連省令の改正について	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 塚本課長
建設安全行政の動向について	東京労働局 労働基準部 安全課 直野課長

② 全国労研交流会議

全国労研交流会議は昭和57年の第1回以来，毎年11月に東京で開催されており，令和元年には38回を迎えました（写真－1）。現在，交流会議には東京・大阪・北海道・仙台・北信越・横浜・広島・四国・福岡の全国9労研から毎年約80人が参加しています。

毎年各地区の労研から多数の研究成果の発表があり，お互いに参考とすべき成果物も多く，有益な情報や意見の交換の場となっています。

次に令和元年11月6日に開催された第38回における各地区労研の発表内容を紹介します。



写真-1 第38回全国労研交流会議における発表状況

- 1) ・2019年度「ご安全に運動」『ストップ・ザ・つらいく』研修会について（大阪）
 - ・建設工事の「職種及び年齢別人員構成調査（第8回）」報告書について（大阪）
- 2) ・公共事業労務費調査パンフレット〔皆様へ・重要事項〕（北海道）
 - ・建設業PR動画「建設業のすべて」（北海道）
- 3) 活動状況報告（四国）
- 4) ・会報第67号による活動報告（仙台）
 - ・建設業におけるワイヤーロープ・ベルトスリング等がわかる基礎知識（仙台）
- 5) ・安全衛生委員会の活動報告（東京）
 - （安全点検のポイント、建設職長ノート、災害事例調査 他）
 - ・労務管理委員会の活動報告（東京）
 - （働き方改革関連法案、偽装請負と派遣法、建退共の普及促進 他）
 - ・教育委員会の活動報告（東京）
 - （令和元年度労研セミナー、公衆災害防止対策好事例集、新規入場者教育調査 他）
 - ・労務安全必携編集委員会の活動報告（東京）
 - （「令和2年版建設業労務安全必携」（書籍・CD-ROM）について）
 - ・特別委員会の活動報告（東京）
 - （安全帯活用指針、標準的な安全対策 他）
- 6) 建災防の調査研究活動報告
 - ・第56回全国建設業労働災害防止大会（9月26日、27日）
 - ・調査研究活動
 - ・その他（外部委員会活動 等）

(2) 労務管理委員会

労務管理委員会は、元請および協力会社の雇用、労働条件、労災、社会保険などの労務管理や建設業法に関する動向を把握するとともに諸問題の検討を行っています。現在は、社会保険、賃金福祉、建退共普及促進対策の3部会を設置し、調査・研究活動等を行っています。次に各部会の最近の成果物について述べます。

① 社会保険部会

（一社）全国建設業労災互助会の委託事業として冊子の編集に取り組んでおり、令和元年度は「働き方改革関連法の解説」を編集し提出しています（図-2）。平成30年6月に成立した働き方改革関連法は平成31年4月から順次施行されていますが、建設業でも担い手確保のため週休二日の推進など労働条件の向上が喫緊の課題となっています。本書は、昭和22年以来70年ぶりに大改正された労働基準法を中心に、建設事業主が知っておかなければならない働き方改革関連法のポイントを分かりやすく解説しています。令和2年2月25日に開催した労研セミナーでも、本書を活用した講義が行われています。

令和2年度は、「（仮称）保護具のお話」の編集

目 次	
働き方改革関連法の解説 ～建設事業主が知っておくポイント～	
はじめに	1
1. 時間外労働の上限規制導入	2
2. 年次有給休暇の確実な取得	10
3. 中小企業の月60時間超残業の割増賃金率引き上げ	18
4. フレックスタイム制の拡充	22
5. 高度プロフェッショナル制度創設	31
6. 産業医・産業保健機能の強化	37
7. 勤務時間インターバル制度の導入促進	41
8. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差禁止	47
9. 参考資料	54
(1)「様式第3号の3：清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する労使協定記載例」 (2)「様式第9号：フレックスタイム制を採用する場合の36協定書の記載例」 (3)「様式第9号の2：勤務時間を超える場合（特別条項）の36協定書の記載例」	

図-2 「働き方改革関連法の解説」目次

を行っており、安全帯、保安帽等の保護具に関する法令・ガイドライン、使用に当たっての留意事項などを分かりやすくまとめるべく作業中です。

② 賃金福祉部会

近年の施工量の増加に伴い技術者や技能労働者の不足が顕著になる中、雇用や請負といった従来からの労働者確保手段の他、労働者派遣、業務委託、出向などさまざまな形態で労働者を確保しようとする動きが多くみられるようになっていきます。また、表面的には請負の形態をとりながら実態は労働者派遣である、いわゆる「偽装請負」の問題も発生しています。平成30年度に本部会では、これらの問題点と対策を分かりやすく整理し解説したPPT「労働者派遣と偽装請負について」を作成しました。内容は労働者需給の種類と形態、請負と派遣の区分、いわゆる偽装請負について、偽装請負の防止対策、ケーススタディー、Q & Aの章立てになっています（図-3）。

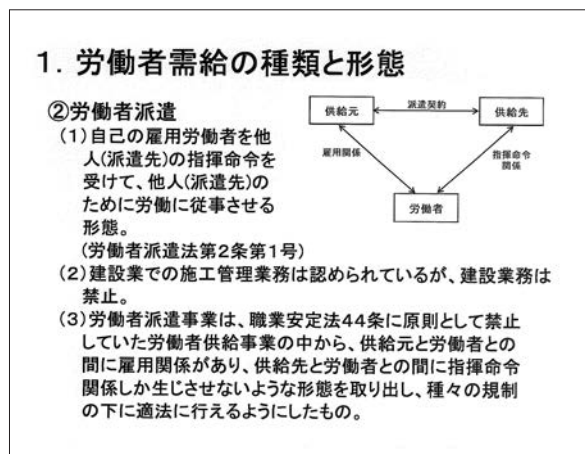


図-3 「労働者派遣と偽装請負について」の内容

現在は、万一労働災害が発生させた場合、事業者にはどのような責任が問われ、また、どのような影響を受けることになるのかを、刑事的責任、民事的責任、行政的責任、社会的責任の4つにまとめて解説した「建設労働災害と企業の4大責任」（平成21年5月労働調査会初版発刊）の改訂2版の編集作業を行っています。

③ 建退共普及促進対策部会

技能や経験にふさわしい処遇を実現し、建設技能労働者の人材確保・育成を図るための重要な施策のひとつに「建設業退職金共済制度」の普及促進があります。現状、公共工事ではおおむね十分な普及がみられますが、建設投資の6割以上を占める民間工事における普及はまだ十分とはいえません。そこで、本部会では同制度普及促進策を調査・研究するため、労研会員企業に対し各社の実態についてアンケート調査を実施し、その結果を「建設業退職金共済制度の普及促進対策について【報告・提言】」として報告書にまとめました（図-4）。また、令和元年12月には本報告書に基づき建設業退職金共済本部との意見交換会も実施しています。

目次
1. 委員会設置・目的
2. 委員名
3. アンケート調査の実施
4. アンケート調査結果のまとめ
5. 今後の課題・提言
6. 参考資料（実施調査票・掛金納付電子申請方式）

図-4 「建設業退職金共済制度の普及促進対策について【報告・提言】」目次

(3) 安全衛生委員会

安全衛生委員会は、労働災害防止をはじめとする建設業の安全衛生に関する会員企業に共通する諸問題の調査・研究、情報提供を行っています。グッドプラクティス部会と職長安全部会が安全衛生の向上を目的としたテーマを掲げ活動しています。

① グッドプラクティス部会

本部会では、労働安全衛生法令を踏まえた建設現場の安全点検のポイントをイラスト等を用いて分かりやすく示した「（仮称）建設現場安全点検のポイント」を編集中です。また、本冊子には、会員企業から提供された労働基準監督署の臨検時

の指摘事項を整理し参考資料として掲載する予定です。

② 職長安全部会

本部会では、現場の安全活動のキーマンである職長の日常業務に必要な基本的知識を掲載した月刊誌「安全対策の決め手」（労働新聞社発刊）の編集を行っています。

職長が多忙を極める現場にあって、ひと目で安全対策の要点が分かるよう活字を極力少なくし、イラストを中心として「目で見える安全」を重視した実用的な冊子を目指しています。内容は、労働災害の発生状況、建設現場のニーズ等を踏まえ、重点を絞って年間のテーマとし、解説は災害事例を多く活用し職長をはじめ誰にでも分かるよう平易な表現を用いるよう心がけています。

令和元年度の年間テーマは、災害発生要因に多い「法違反」、「ルール違反」、「注意力散漫」、「横着」の背景にある危険感受性の不足に着目し、建設現場における各作業の危険性（～が起こるかもしれないという視点）を事前に把握し、災害事故を未然に防げる職長を育てることを目的に「危険感受性を高めて災害・事故を未然に防ごう」としました。

令和2年度は、職長の安全衛生活動のうち現地KY（危険予知）をクローズアップし、現地をよくみて、作業に潜む危険のポイントを自主的に発

見し、対策を立て、職長を中心に作業員一人一人が危険に対する感受性や集中力、そして問題解決能力を高めていくことを目的に「現地でKYを実施して三大災害を防止しよう」を年間テーマに取り組んでいます（図－5）。

（4）教育委員会

教育委員会は、建設業で労務・安全衛生を担当する方々への労務・安全衛生関係情報の提供および担当者の能力向上を目的に活動しています。その都度テーマを絞り込み、安全教育・訓練に関する動向把握や諸問題の検討を行い、場合により会員各社にアンケート調査・分析を行い、労務・安全衛生担当者や建設現場担当者の求めるニーズに合わせ、教育テキストの編集・発刊活動を行っています。

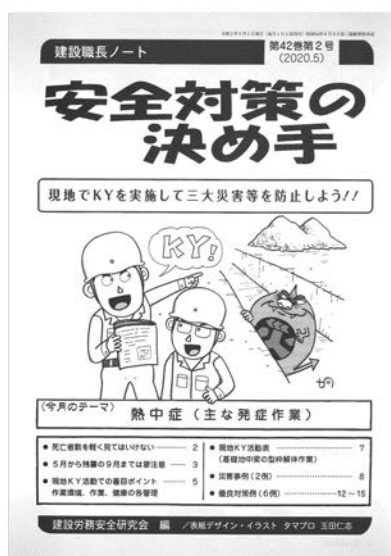
また、会員企業およびその協力会社の労務安全担当者を対象に毎年定期的に労研セミナー開催しています。

以下、最近の部会活動について述べます。

① 公衆災害防止対策有効事例集編集部会

建設工事の多くは、公衆および周辺環境に少なからず影響を与えながら施工しています。公衆災害防止対策要綱（国土交通省）には、公衆災害とは「第三者の生命、身体、財産等に対する危害および騒音、振動などの迷惑」と定義されています。具体的な事例でいえば工事関係者以外の死傷災害、第三者の所有する家屋・車両等の破損、公共交通機関の運行妨害、ガス・水道・電気・通信等の架空線や埋設物等の破損があり、社会インフラ等の事業活動を阻害することになれば周辺に与える影響は大きく、場合によっては多大な社会的責任を負うことにより、会社経営をも揺るがしかねない事態に至ることもあります。

本部会では、このような公衆災害防止の重要性に鑑み、会員企業から現場で行っている公衆災害防止対策の好事例を提供してもらい整理・編集し、令和元年10月に労働新聞社から「公衆災害防止対策有効事例集」を発刊しました（図－6）。



図－5 「安全対策の決め手 2020年5月号」表紙

項目	保護・発生	番号	10
タイトル	第三者とのぶつかり回避のための出入口防護		
動機および改善前の状況	仮囲いは公道に面して敷地いっばいに設置されることが多いため、人員の出入り時の飛び出しがあった場合、第三者と「ぶつかり」ケガを負わせる危険性があるため、その回避措置を検討した。		
改善効果（ねらい）	飛び出しによる第三者との「ぶつかり」回避		
改善・実施事項	出入口を仮囲いと同一面上に設置することをやめ、75cm～1m程度内側に引っ込めて設置することで、扉を開けて出るとき第三者との「ぶつかり」を回避するようにした。		
活動内容 改善事項の 図・写真等			

図－6 「公衆災害防止対策有効事例集」の掲載事例

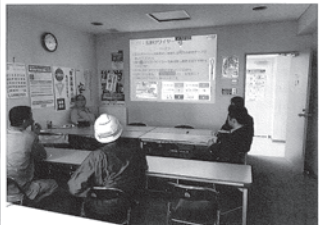
② 新規入場者教育部会

建設業に特徴的な死亡災害発生状況は、現場入場経過日数にみるができます。平成27年の厚生労働省発表労働災害統計では、建設業の死亡者は327人であり、そのうち現場入場初日が71人（約22%）、入場2日目が32人（約10%）となっており、1～7日間で158人と全体の約48%を占め、毎年の災害発生状況がほぼ同じ傾向を示しています。この要因としては、新規に入場する作業員は、職長や元請が考えている以上に安全の意識・知識、技能が未熟なものが多く不安全な行動をとってしまうものと思われます。熟練者、ベテランについても同じ作業であっても、作業環境や工程が異なる新たに入場した現場では未経験者になってしまうと考えられます。

そこで、新規入場の作業員に対して、現場の状況、ルール、安全作業を行う上で必要な事項を教育し、本人の経験や年齢等を踏まえた適正配置をするための「新規入場者教育」が重要となります。さらに、作業員の経験年数や技量を正確に把握している事業主が、現場入場前に作業員の適正に即した「送り出し教育」を実施することで、作業員はより理解が深まりさらに災害防止の効果が高まるようになります。

本部会では、会員企業から「新規入場者教育」

および「送り出し教育」の好事例を提供してもらい、整理して172事例にまとめ、併せてアンケート調査も実施し、集計分析し令和元年11月に「効果的な新規入場者教育に係る調査・研究」の報告書を作成し会員企業にフィードバックしました（図－7）。

新規入場者に対する教育活動・災害防止活動事例			NO.	18
① 大分類	新規入場者教育	② 中分類	教育実施要領	
③ 事例タイトル	教育ビデオの使用と現場ローカルルールの認知を安全タイプで確認			
④ 目的 (背景等)	新規入場者教育のマニュアル化防止のため、タイプ形式で現場ローカルルールの再確認を行う。			
⑤ 実施要領	① 新規入場者教育の際に送り出し教育で使用するものと同一ビデオを視聴してもらう。 ② ビデオ内で出てきた現場ルールに関する簡単なクイズを実施する。 ③ クイズを行うことで送り出し教育が行われたか、また、新規入場者教育の内容を理解しているか確認する。 ※ 所長が施設入場教育を行うことで、モチベーションを高く持って入場してもらう。			
⑥ 図・写真等	玉掛けワイヤータイプ実働状況 			

図－7 「効果的な新規入場者教育に係る調査・研究」の掲載事例

③ 労研セミナーの開催

タイムリーな法令改正の解説など、労務・安全衛生担当者や建設現場担当者に即役立つ有効なテーマを設定し、行政、災防団体および会員企業の担当者を講師に招き毎年2回労研セミナーを開催しています（写真－2）。表－2に昨年度の開催状況を示します。



写真－2 労研セミナーでの教育委員長挨拶

表－2 令和元年度 労研セミナー開催状況

開催日	テーマ	主な内容
令和元 .11.18 参加者 55 名	外国人労働者の受入れに係る制度と留意事項について (講師) 鉄建建設(株) 安全品質環境部 細谷部長	・外国人労働者の受入れ状況 ・入管法の概要 ・外国人技能実習制度 ・外国人建設就労者制度 ・特定技能外国人受入れ制度 ・建設現場受入れに係る留意事項
	公衆災害防止対策有効事例について (講師) りんかい日産建設(株) 東京建築支店 安全環境品質部 寺田課長	・公衆災害防止対策の重要性 ・公衆災害事例 ・公衆災害防止対策有効事例 ・「建設工事公衆災害防止対策要綱」の見直し
	新規入場者教育の現状と課題について (講師) (株) フジタ 東京支店 安全部 久高シニアコンサルタント	・アンケート調査の実施結果 ・新規入場者教育の課題 ・新規入場者教育における好事例 ・送り出し教育における好事例
令和 2.2.25 参加者 55 名	令和 2 年度の建設安全における行政運営について (講師) 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 佐々木室長	・第 13 次労働災害防止計画について ・墜落・転落防止対策について ・建設職人基本法について ・一人親方、外国人労働者、高齢者の安全対策について
	働き方改革関連法の解説 (講師) (株) 熊谷組 安全品質環境本部 協力会連携推進部 脇坂部長	・時間外労働の上限規制導入 ・年次有給休暇の確実な取得 ・中小企業の月 60 時間超残業割増賃金 ・「フレックスタイム制」の拡充 ・その他
	建設安全の新たな流れ Safety-Ⅰ + Safety-Ⅱ (講師) 建設業労働災害防止協会 技術管理部 本山部長	・Safety-Ⅱ の考え方 ・レジリエンス力について ・新たな安全管理の方向性 ・ヒヤリハット実態調査結果 ・外国人労働者安全衛生教育について ・足場関係法令

(5) 労務安全必携編集委員会

「建設業労務安全必携」は、昭和 28 年より（一社）全国建設業協会の委託を受けて、労研が発刊しています。それ以来、半世紀を超えて建設業の労務管理、安全衛生管理、福利厚生、公害防止など労務安全管理の全ての手続き書類や関係法令の解説を 1 冊にまとめた唯一の実務必携マニュアルとして愛用されています。本委員会が編集した書籍と CD-ROM を隔年で発刊しており、本年 4 月に発刊した令和 2 年版で改訂 35 版を数えています（図－8）。

① 編集方針と内容構成

書籍（令和 2 年版は B5 判 722 頁）では、建設現場で労働基準監督署等の官庁へ提出する書類等、法令上必要な手続きについて、「工事開始」から「工事中」、「工事終了」までのどの段階で、

書籍：表紙



CD-ROM：メインメニュー



図－8 「令和 2 年版建設業労務安全必携」書籍、CD-ROM

どのような書類を、どのように作成提出するかについて、準拠法令や留意点を示しています。また、各書類の“記載例”および記載に当たっての注意点を“編者注”として解説しています。

また、重要な法令については、その内容や関連資料を分かりやすく整理して掲載しており、労務・安全担当業務の教育的テキストとしても活用できる内容になっています。

② CD-ROM 版

平成 10 年より発刊している CD-ROM には、「作る機能」、「計算する機能」、「関係法令・規則の閲覧機能」の 3 つの基本機能があります。

「作る機能」では、各種の手続き書類と全建統一様式について記載例や準拠法令を参照しながら、作成－印刷－保存－修正－複写ができるようになっています。

「計算する機能」は、単独有期労災保険料の概算・確定保険料が計算できる他、一括有期労災保険では保険料計算だけでなく工事台帳の機能も有しています。また、示談交渉の参考となる損害賠償額をシミュレーションすることもできます。

「関係法令・規則の閲覧機能」は、インターネットで労務安全関係法令の一覧から最新の条文を検索して閲覧することが可能です。

その他の機能としては、書籍に掲載されている就業規則作成例等の規定類の Word ファイルでの収録、旧版から新版へのデータ移行機能などがあります。

③ 令和 2 年版の編集作業

令和 2 年版の編集に当たっては、最新の法令改正等を盛り込んでいます。主なものとしては、働き方改革関連法の改正内容やそれに関連する書式改定、民法の法定利息改正に伴う損害賠償シミュレーションの見直しなどがあります。

(6) 特別委員会

平成 30 年度は、フルハーネス型の墜落制止用具（安全帯）の使用を基本とする法令改正を踏

まえ、建設現場における法令改正への対処が円滑にできるよう、建設事業者が自主的に講じることが望ましい安全帯の使用基準を研究し、「建設工事における“墜落制止用器具（通称「安全帯」）」に係る『活用指針』」を策定しました（図－9）。この『活用指針』は平成 31 年 1 月に（一社）日本建設業連合会から発行されました。

現在は、建設現場における標準的な安全対策のあり方に関する調査研究に取り組んでおり、会員企業への実態調査やリース会社工場見学などを実施しています。

(7) その他の出版物

常設されている委員会活動とは別に、法令改正等の状況に応じ労務・安全業務の実務書を編集・発刊するため、必要に応じワーキンググループを組織しています。そのようなワーキンググループで最近編集・発刊された実務書を紹介します。

① 「建設業における労災保険の実務 Q & A 改訂第 2 版」（平成 30 年 4 月労働新聞社発刊）

労務管理委員会社会保障部会では、会員企業の実務担当者がこれまで経験し、直面した労災保険に関する問題を持ち寄り、平成 25 年 2 月に Q & A としてまとめました。本書は、その後の改正内容を盛り込んだ改訂第 2 版です（図－10）。

② 「外国人建設労働者の現場受入れのポイント」（令和元年 11 月労働新聞社発刊）

これまで建設現場に外国人材を受け入れる制度としては、「技能実習生」と「外国人建設就労者」の 2 制度がありましたが、平成 30 年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」（入管法）が改正され、在留資格「特定技能」を新設し、より広い範囲で外国人が労働できるようになりました。本書は、従来からの 2 制度の他、新たな「特定技能」についても解説し、併せて不法就労の防止についても解説しています（図－11）。

3. 安全帯の使用基準（推奨）

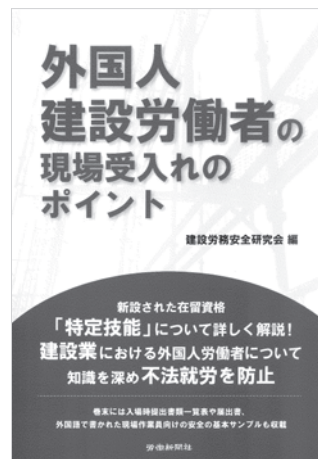
「赤字」：法令・ガイドラインに基づく ※誌面上では「青字」で表示 「青字」：建設業界としての申し合わせ ※誌面上では「紺字」で表示					「フルハーネス型」		「胴ベルト型」で差し支えない		2019 年 1 月 1 日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会
作業時 の状況	ケースA1 ※特別教育対象(胴ベルトの 場合を除く)	ケースA2	ケースB	ケースC	ケースD1	ケースD2	ケースE ※特別教育対象		
	墜落のおそれあり		墜落のおそれがある箇所には、開い・手すりの設置等の墜落防止措置が講じられている				墜落のおそれあり		
作業時 の高さ	作業床を設けることが困難なとき ※ 安衛則 518 条 2 項	作業床はあるが、開い・手すり等を設けることが著しく困難なとき ※ 安衛則 519 条 2 項	作業床を設けることが困難な箇所又は作業床はあるが開い・手すり等を設けることが著しく困難な箇所への通行・昇降のとき ※ 通路に墜落防止措置が講じられている場合	作業床があり、開い・手すり等を設けている箇所で行う作業 作業床があり、開い・手すり等を設けている箇所への通行・昇降のとき	ブーム式高所作業車を用いて作業を行うとき ※ 構造規格に基づき作業床には開い等が設けられているが、作業床は不安定であり、法的に安全帯の使用義務が課せられている ※ 安衛則 194 条の 22	垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき	柱上作業等でワークポジションニング作業を行うとき ※ 1字吊り用器具は単独では使用不可(安全帯の使用が必要) ※ 安衛則 518 条 2 項		
作業例	① 鉄骨の梁取付作業 ② 山留めの切梁取付作業 ③ 単管抱き足場組立作業	① 外壁の取付作業 ② 作業床端部への手すりの取付作業	① タラップ、はしごを使用する昇降(安全ブロック等を使用) ② 手すり、中横がある階段を使用する昇降	① 手すり等がある場所で行う作業(配筋・電気・設備工事等) ② 手すり、中横がある階段を使用する昇降	ブーム式高所作業車を使用して行う作業	垂直昇降式高所作業車を使用して行う作業	電柱作業		
6.75m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]	(3)ア・ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]		
5m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]		(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]		(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]		
	(2)ア 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)イ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]		(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]		(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]		
2m	(2)ア 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)イ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]		(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]		(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]		
備考	※ ケース A1、A2 及び B の場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。 ※ 高さが5m以下の箇所で行う場合には、万一墜落した場合に被災者が地面に到達するおそれを極力生じさせないようにするため、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えた安全帯を選定したり、安全帯の取付設備を出来るだけ高い位置に設ける等の措置を講じる必要があります。				※ 高所作業車を用いて作業を行うときの「高さ」は、実際の作業時における作業床の高さで判断します。 ※ ケースD1の場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所の双方で作業を行う場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。		※ 頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型着用者が地面に到達するおそれのある場合は、「胴ベルト型」の使用も認められます。		

※ 特別教育対象外の作業においても「フルハーネス型」安全帯の適切な使用方法を学んでもらうために特別教育を受講することを推奨します。

図－9 安全帯の使用基準（推奨）



図－10 「建設業における労災保険の実務 Q & A 改訂第 2 版」 表紙



図－11 「外国人建設労働者の現場受入れのポイント」 表紙

5. 政府が実施する検討会等への参画

現在、政府が実施する次の検討会等に労研から委員が参画しています。

(1) トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会（厚生労働省）

ずい道等建設工事において、新たな工法の普及、機械の大型化等により粉じんの発生の態様が多様化していることから、最新の技術的な知見等

に基づき、簡便かつ負担の少ない正確なトンネル切羽付近の粉じん濃度測定・評価方法について検討し、作業環境を把握するためのより適切な手法の選択肢を広げ、確立することにより、作業環境管理および健康障害防止に繋げることを目的として、平成 28 年 11 月から学識経験者、実務経験者等の専門家が参集し、令和 2 年 1 月に報告書を取りまとめました。

(2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会(厚生労働省)

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設建設工事について、より安全で働きやすい労働環境づくりを推進することにより、労働災害防止の徹底を図るため、関係官庁、発注者機関および建設業団体を構成員として、平成 28 年 1 月から開催しています。

(3) 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会(国土交通省)

平成 28 年 12 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(建設職人基本法)が成立(平成 29 年 3 月施行)し、同法に基づく基本計画が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定されました。基本計画では、「安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。」とされていることから、学識経験者、建設業関係団体等から構成される本検討会を設置し、平成 30 年 6 月から安全衛生経費の定義や下請まで確実に支払われるような実効性のある施策等の検討を行っています。

6. 受託による調査研究活動

関係団体からの受託による調査研究活動を継続

して行っています。次に令和元年度の受託業務を示します。

(1) 建設業労働災害防止協会からの受託業務

- ・建設現場におけるヒヤリハットに関する実態調査
- ・建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査
- ・建設工事における各種労働災害事例の作成及び情報提供

(2) (一社) 全国建設業労災互助会からの受託業務

- ・「働き方改革関連法の解説」の編集・制作
- ・「公衆災害防止対策事例集」の編集・制作

7. おわりに

労研は 70 年以上にわたり労務・安全衛生の諸課題に取り組んでまいりました。これからも会員各社が力を合わせ、労研にふさわしい活動を展開してまいります。これら活動の展開に当たりましては、研究会という機能を生かし、会員各社で検討・試行中の先進的な取り組みや、実行に当たり苦慮されている悩みなどを情報共有するとともに、関係官庁、関係団体とも連携してまいり所存です。

最後に、労務や安全面の諸課題に関する調査・研究を本務とする労研という存在が、引き続き関係各方面のご理解・ご助言をいただきながら、会員各社はもとより建設産業の発展に少しでも貢献できる組織であり続けるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。